

住宅改修費受領委任払いにかかる計算チェックシート

住宅改修費用総額		円 (A)	
支給限度基準額内の改修費用残額 (介護保険対象分 200,000 円上限) (介護保険対象外分) (A) - (B)		円 (B) 円 (C)	※ 1
被保険者自己負担額 (B) × (E)	負担割合 割 (E)	円 (D)	※ 2
領収書記載額 (予定) (C) + (D)		円	

※ 1 過去の住宅改修を確認し、改修費用の残高を確認してください。(A) を超えない額で記入します。

※ 2 負担割合は、負担割合証を確認し、領収日時点の割合を記入し、自己負担額を計算してください。

給付制限（支払方法の変更）対象者は、受領委任払いはできません。

【介護保険対象分の利用者負担額（1割、2割または3割）の算出に当たっての留意事項】

- 1円未満の端数は切り上げます。

例 1：改修費用の額が133,333 円の場合（利用者負担割合1割の方のケース）

$$\text{利用者負担額} = 133,333 \text{ 円} \times 1 / 10 = 13,333.3 \text{ 円} \approx 13,334 \text{ 円} \text{ (1円未満の端数切り上げ)}$$

- 住宅改修を行うことにより、利用者が行った住宅改修に係る改修費用の額が支給限度基準額（20万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の改修費用の額に10分の1、2または3を乗じた額と基準額を超える額の合計額を利用者負担額として支払いを受けます。

例 2：既に 133,333 円分の住宅改修を行っている利用者が、90,000 円の住宅改修を行う場合

（利用者負担割合1割の方のケース）

$$(\text{支給限度基準額内の改修費用残額}) = 200,000 \text{ 円} - 133,333 \text{ 円} = 66,667 \text{ 円} \text{ (B)}$$

$$(\text{支給限度基準額を超える改修費用額}) = 90,000 \text{ 円} \text{ (A)} - 66,667 \text{ 円} = 23,333 \text{ 円} \text{ (C)}$$

$$\text{利用者負担額} = 66,667 \text{ 円} \text{ (B)} \times 1 / 10 \text{ (E)} + 23,333 \text{ 円} \text{ (C)}$$

$$(66,667 \text{ 円} \text{ (B)} \times 1 / 10 \text{ (E)}) = 6,666.7 \text{ 円} \approx 6,667 \text{ 円} \text{ (D)} \text{ (1円未満の端数切り上げ)}$$

$$\underline{23,333 \text{ 円} \text{ (C)} + 6,667 \text{ 円} \text{ (D)} = 30,000 \text{ 円}}$$

※ 基準限度額を超える改修費用額(C)は、住宅改修費支給対象とはなりません。

※ 介護保険対象額の1割分(6,667 円)と支給限度基準額を超える改修費用額(23,333 円)を利用者から受け取ることになるので、領収証にはその合計金額である30,000 円 (C+D)を記載してください。

※ 介護保険対象額を超過する場合や、介護保険対象外工事により別途費用徴収する場合は、必ず、ただし書きで内訳が分かるように明記してください。

「○○工事 (90,000 円) の利用者負担額6,667 円・超過負担額23,333 円」